

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い契約書（案）

- 1 事業名 不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務
- 2 売払い物品 別紙「不用パソコン一覧表」のとおり
- 3 引き渡し場所 別紙「不用パソコン一覧表」のとおり
- 4 消去等作業費用 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- 5 売買代金 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- 6 契約保証金 免除（県財務規則第229条第1項第5号適用）

上記の物品売払いについて、売出人 福島県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売払い契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（権利業務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（消費税等の額及び端数処理）

第3条 取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額及び端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 全体の消費税等の額の端数は、その課税対象額に消費税率を乗じた額の小数点第1位以下を切り捨てる。
- (2) 消去等作業費用にかかる消費税等の額の端数は、その課税対象額に消費税率を乗じた額の小数点第1位以下を切り捨てる。

(3) 売買代金にかかる消費税は、全体の消費税等の額から売買代金にかかる消費税等の額を減じた額とする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、頭書に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により、納付期限までに福島県指定（指定代理又は収納代理）金融機関に納付しなければならない。

2 売買代金が福島県指定金融機関に納付されたことを甲が確認したことをもって完納とする。

(所有権の移転)

第5条 物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(パソコン等の回収及び検品)

第6条 乙は、パソコン等を甲が指定する場所において第7条第1項のデータ滅却の完了後に回収する。

2 乙は、甲から回収した本件パソコン等を直ちに検品し、その内訳が前項で指定された内容と異なる場合は直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙から前項に定める報告があった場合において必要がある場合は、甲乙協議して、契約の変更を行なうものとする。

(データの滅却等)

第7条 乙は、第6条第1項の回収先において、ハードディスク上のソフトウェア及びデータの消去を穿孔による物理的破壊を行うこと。

2 乙は、第6条に基づく検品完了後、元の所有者及び使用者を特定し得るマーキング（自治体名・ロゴマーク等）を除去する。なお、乙は、当該消去作業を実施した後、速やかに甲にその作業証明書を発行するものとする。

3 乙は、前項に定める業務に関する一切の責任を負担するものとし、万一パソコン等の販売又はその他の影響での処分に伴って知的所有権又は残存データの流出に関わる問題が発生した場合は、賠償問題が発生した場合を含めて乙が売主責任を含む全ての責任及び費用を負担（甲が対応に要した弁護士費用を含めた全ての費用負担を含む。）して問題の解決にあたること。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に前条に定める業務の履行の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.6%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（業務の完了等）

- 第9条 乙は、第7条に掲げる業務が完了したときは、甲に対して遅延なくデータ消去作業完了報告書及び証明書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の作業完了報告書及び証明書を受理したときは、その日から起算して15日以内にその内容を検査しなければならない。

（引取費用の支払い）

- 第10条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って引取費用の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、第1項の規定による支払い請求があったときは、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

（甲の責めに帰すべき事由による遅延利息）

- 第11条 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による引取費用の支払いが遅延したときは、乙は甲に対してその遅延日数に応じ、委託料の額に年2.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（危険負担）

- 第12条 第5条の規定による売払物品の所有権が移転した日から売払物品の引き渡しの日までに、甲の責に帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合の損害は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第13条 乙は、本契約締結後、売払物品に隠れた契約内容不適合のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

(契約の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲

に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（解除に伴う返還金等）

第16条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

- 2 乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 3 乙の負担した契約に要した費用は賠償しない。
- 4 乙が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。
- 5 甲は、本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

（乙の原状回復義務）

第17条 乙は、甲が第14条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売払物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売払物品を原状に回復させることが適当でないとき、甲が認めたときは、原状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙が、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合による損害賠償)

第19条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第12条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第16条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生ずる法律関係に基づく訴えについては、すべて甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 本契約に定めのない事項又は本契約において疑義が生じた事項については、甲

乙協議して定めるものとする。

この契約成立の証しとして本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2-16
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙